

プロジェクト 保険契約

項目 保険契約プロジェクトの検討状況

I. 本資料の目的

1. 本資料は、IASB 及び FASB における保険契約プロジェクトの直近の検討状況を説明することを目的としている。
2. 本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」、2013 年 6 月に公表した改訂公開草案「保険契約」を「改訂 ED」と称する。

II. IASB における検討状況及び今後の予定

3. 2014 年 3 月の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議では、保険契約プロジェクトに関する個別の論点について、議論が行われた。ASAF 会議における具体的な議論の内容は、参考資料のとおりである。
4. 2014 年 3 月の IASB 会議では、上記の ASAF 会議における議論の内容も踏まえた上で、契約上のサービス・マージン (CSM) のアンロックと割引率変動の影響の OCI 表示に関するスタッフ提案が示された上で議論が行われ、一定の暫定決定が行われた。アジェンダ・ペーパーの構成は、次のとおりである。なお、スタッフ提案及び暫定決定の具体的な内容については、審議事項(2)-2 のとおりである。

名称	内容
Agenda paper 2A	CSM のアンロック
Agenda paper 2B	過去に損失を認識した場合の CSM のアンロックの方法
Agenda paper 2C	リスク調整の変動に関する CSM のアンロックによる調整
Agenda paper 2D	割引率変動の影響の OCI 表示
Agenda paper 2E	割引率変動の影響の表示に関するオプション
Agenda paper 2F	割引率変動の影響の開示

5. スタッフは、2014 年 4 月の IASB 会議において、保険契約収益の表示を検討するとともに、改訂 ED でコメント対象としなかったものの、意見が提出された論点の取り扱い方法を検討することを予定している。また、IASB としては、保険契約プロジェクトの再審議を 2014 年中に完了した上で、2015 年に最終基準を公表する予定である。今後の具体的な検討スケジュールは、2014 年 4 月の IASB 会議での決定内容次第である。

III. FASB における検討状況

6. 2014年2月のFASB会議において、基準の適用範囲及び今後の検討の進め方について、議論が行われた結果、次の内容が暫定決定された。FASBとしては、今後、単独で保険契約プロジェクトの審議を進めていくと考えられる。
- (1) 基準の適用範囲を、既存の米国会計基準と同様に保険会社のみとする。
 - (2) 今後の審議にあたっては、基準の包括的な見直しではなく、既存の米国会計基準の焦点を絞った改善を行う。短期の保険契約に関しては、既存の米国会計基準のうち、開示の改善のみを行い、長期の保険契約に関しては、既存の米国会計基準の改善を検討する際に、IASBの改訂EDで示された内容を考慮する。

IV. ASBJ としての対応

7. ASBJとしては、IASBの審議状況を適時にフォローするとともに、2014年6月のASAF会議の議題に保険契約プロジェクトが含まれる予定のため、改訂EDに対するコメント・レターをベースにしつつ、専門委員会及び企業会計基準委員会での審議を踏まえて、必要に応じてIASB関係者に対して適時に意見発信していくことを予定している。

以 上

2014年3月ASAF会議における議論の概要

1. IASBは2013年6月20日に改訂公開草案「保険契約」(以下「本改訂公開草案」という。)を公表しており、これに対して194通のコメント・レターが提出された。
2. コメント・レターでは、保険契約を現在価値で測定する会計モデルをベースに基準を最終化する点について広く支持されたほか、FASBとのコンバージェンスは重要であるが、それを理由に基準の公表をさらに遅らせるべきではないとの見解が示された。また、契約上のサービス・マージン(CSM)のアンロックと移行措置に関しては、広く支持が示された。
3. 他方、コメント・レターでは、主に次の点について本改訂公開草案における提案に対して反対意見が示された。
 - (1) ミラーリングに関する複雑性
 - (2) OCIに表示することを強制することによって会計上のミスマッチが生じる点
 - (3) 保険契約収益の表示
4. 上記を踏まえ、IASBスタッフからは、今後の再審議において主に次の点を優先して審議する方針が示されている。
 - (1) OCI及び有配当契約に関する複雑性及び会計上のミスマッチに対する懸念への対応
 - (2) 移行措置とCSMのアンロックについての更なる簡便化及び明確化
 - (3) 保険契約収益の表示に関する費用対便益等の観点からの懸念への対応
5. 上記を踏まえ、今回のASAF会議では、コメント・レターの分析やアウトリーチ及びフィールドワークの結果等の要約が説明された上で、次の3点について議論がされた。
 - (1) 割引率の変動による影響について純損益に表示することを許容すべきか、その場合に一定の制約が必要か。
 - (2) CSM残高がゼロになり損失が認識された後、将来の未稼得利益が拡大する方向の見積りの変更があった場合、利益を認識すべきか。
 - (3) 保険契約収益についてグロス表示を要求すべきか。要求しない場合、どのような対応が適切か。

ASAF会議での議論の概要

6. 上記の各論点について、ASAFメンバーから、主に次のような意見が示された。

(割引率の変動に関する影響の表示)

- (1) 議論の出発点として、会計上のミスマッチを防止するとともに、事業モデルを反映

する観点から「負債主導型のアプローチ」を採用すべき旨を認識した。この場合、FV-OCI で表示する資産の範囲を拡大するとともに、保険契約負債について現在価値測定を行う必要があるが、割引率の変動について OCI に表示する公開草案の提案については、既に保険契約負債の変動をすべて純損益に認識している企業(英国等)から会計上のミスマッチの観点から反対があった。このため、OCI による表示と純損益による表示について、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づく企業レベル又はポートフォリオレベルの会計方針の選択として認める方法を提案する。

- (2) 保険契約負債の変動について純損益に表示する旨を原則とすべきだが、資産と負債とを対応させるリスク管理が行われている場合、ポートフォリオレベルでヘッジ会計に類似した会計モデルを許容することを支持する。
- (3) 保険契約負債の変動について純損益に表示する旨を原則としつつ、リスク管理戦略と整合させてポートフォリオレベルで OCI による表示を選択する方法を支持する。なお、本会計基準が「保険契約」の会計基準であり、銀行にも使用されることを踏まえると、IFRS 第 9 号「金融商品」の会計処理と異なるべきか、異なる場合、その理由についても十分に検討する必要がある。
- (4) 銀行セグメントと保険セグメントでは資金調達の間隔が本質的に異なる。一般ヘッジ会計は、保険契約負債に関する会計上のミスマッチを解決する手段となりうるが、十分ではないかもしれない。また、マクロヘッジ会計については会計上のミスマッチを解決しうる可能性はあり、今後、保険契約負債も範囲に含めて検討する必要がある。
- (5) 保険契約負債を FV-PL で測定する旨を要求しつつ、金融資産に FV オプションを適用すれば会計上のミスマッチが解決するという見解があるが、IFRS 第 9 号で保険負債を対象とした会計上のミスマッチが認められるかについては定かでない。
- (6) (「OCI を使用する事業モデルはどのようなものか、また純損益による表示が良いという見解がある一方、なぜ OCI による表示が必要と考えるのか」という質問に対して) 保険は長期の事業モデルによるものであり、短期的なボラティリティを純損益に反映させることは長期のマージンを適切に表示することを妨げることになる。なお、欧州でも保険契約の変動のすべてを純損益に表示している企業もあるが、当該企業では純損益の内訳を非財務情報として開示している。
- (7) 割引率の変動の影響について OCI に表示することを支持している。仮に選択肢を認める場合、保険契約負債でなく、金融資産に認めるべきと考える。

(CSM の会計処理)

- (8) CSM に関して一旦損失が認識された後に生じたプラスの見積りの変動は、損失が認

識された範囲で利益に認識すべきである。また、リスク調整の変動について CSM の調整として認識すべきである。

- (9) リスク調整の変動を CSM で調整する場合、リスク調整を区分する意味があまりなくなってしまうのではないか。

(保険契約収益の表示)

- (10) EFRAG は、以前、保険収益のグロス表示を支持していたが、認識時点で区分されなかった預金要素を表示で区分する方法は複雑かつ恣意的であると考えようになっており、現時点では要約マージンアプローチを支持している。

- (11) 保険料配分アプローチをビルディング・ブロック・アプローチの簡便法と捉えるのであれば、両アプローチで表示方法が異なるべきでないのではないか。

ASBJ の発言要旨

7. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 我々は、割引率の変動が保険契約負債の測定に与える影響について OCI に表示することを要求する提案を原則として支持している。ただし、保険契約負債に対応する資産との関係で、会計上のミスマッチが生じることもあることから、こうした会計上のミスマッチを削減又は解消するために、一定の状況が満たされる場合には、割引率の変動に起因する保険契約負債の再測定差額を純損益に表示することが考えられる。一定の状況の判断にあたっては、企業のリスク管理目的や使用する商品の商品性を考慮することも考えられる。

- (2) 我々は契約が不利になった時点で損失を純損益に認識し、その後有利な変更があった場合は、純損益に認識した損失の範囲で利益を認識し、それを上回る部分のみを CSM に認識することが適当と考えている。また、仮にリスク調整の変動を CSM で調整することとした場合、そもそも CSM とリスク調整を区分する必要性が乏しくなるのではないか。

- (3) 保険契約収益をグロス・ベースで表示することによって、財務諸表利用者による保険契約に関する財務業績の理解を促し、保険者間及び保険者の時系列での収益性分析等に資すると考えられる。このため、我々は、本改訂公開草案における提案そのものは支持していないが、保険契約収益をグロス・ベースで表示することは支持している。

- (4) 我が国の市場関係者からは、本改訂公開草案によると、移行時に企業の資本状態が適切に反映されない（場合によっては、資本不足となりうる）という強い懸念が示されている。これは、保険契約の引受時点から金利が大幅に低下していることを背

景に、負の OCI が資本の部に表示される一方、当該金額を吸収する費差益や死差益が負債に表示されるためである。この点、移行時における措置が必要との見解が示されている。

その他

8. 本件について IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。
 - (1) 割引率の変動の影響については、OCI に表示することを強制するのではなく、選択肢を認めるべきという見解が多かった。仮に選択肢を設ける場合、会計上のミスマッチの解消と負債主導の事業モデルであることを踏まえた資産・負債の管理方法の2つが重要な視点になるという見解が多かった。
 - (2) CSM に関して一旦損失が認識された後に生じたプラスの見積りの変動は、損失が認識された範囲で利益に認識すべきであるという見解、リスク調整の変動について CSM の調整として認識すべきであるという見解が殆どであったが、リスク調整を区分することが費用対効果に合うか否かについては引き続き検討したい。
 - (3) 保険契約収益の表示については、本改訂公開草案の提案は多くの支持がされていないものの、ボリューム情報について引き続き重要と認識されている旨を確認した。

以 上